

庁名 千葉家庭裁判所本庁・管内支部
郵便切手及び予納金一覧

カテゴリ	申立ての種類	郵便料									備考
		郵便切手の場合								予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する 場合の金額。 郵便切手で納 付する際は不要	
		500円	180円	110円	100円	50円	20円	10円	合計額		
成年後見 制度に関 する審判	後見開始	5		10		7	11	3	4200円	4500円	
	保佐開始	7		10		9	14	3	5360円	5500円	
	補助開始	7		10		9	14	3	5360円	5500円	
	任意後見監督人選任	5		10		7	11	3	4200円	4500円	
	成年後見人(保佐人,補助人)選 任	5		10		7	11	3	4200円	4500円	
	成年後見監督人(保佐監督人,補 助監督人)選任	5		10		7	11	3	4200円	4500円	
	成年後見人(保佐人,補助人)辞 任・選任許可	5		10		7	11	3	4200円	4500円	
	成年後見人(保佐人,補助人)辞 任許可	5		10		7	11	3	4200円	4500円	
	成年被後見人(被保佐人,被補 助人)の居住用不動産処分許可			1					110円		切手で納付してください。
	特別代理人選任(被後見人のた めの)			10					1100円	1500円	
	臨時保佐人選任			10					1100円	1500円	
	臨時補助人選任			10					1100円	1500円	
	成年後見人(保佐人,補助人)の 報酬付与			1					110円		切手で納付してください。
	成年被後見人に宛てた郵便物等 の回送嘱託(初回)	2		4					1440円	1500円	
成年被後見人に宛てた郵便物等 の回送嘱託取消し・変更	2		4					1440円	1500円		
成年被後見人の死亡後の死体 の火葬又は埋葬に関する契約の 締結その他相続財産の保存に必 要な行為についての許可			1					110円		切手で納付してください。	
行方不明 者に関する 審判	不在者財産管理人選任			20				10	2300円	2500円	
	不在者の財産管理人の権限外 行為許可			1					110円		切手で納付してください。
	不在者の財産管理人の報酬の 付与			1					110円		切手で納付してください。
	失踪宣告	2		20	5			10	3800円	10000円	予納金には官報公告料も 含まれます。
	失踪宣告取消	4		30		4		15	5650円	7000円	予納金には官報公告料も 含まれます。
親子に関 する審判	未成年後見人選任	5		10		7	11	3	4200円	4500円	
	子の氏の変更許可			1					110円		切手で納付してください。
	養子縁組許可(未成年者)			10					1100円	1500円	
	養子縁組許可(涉外)			10					1100円	1500円	
	死後離縁許可	2		10					2100円	2500円	
	特別養子適格の確認(第1段階 (第2段階と同時申立て)	6		20	5	3		10	5950円	6000円	
	特別養子縁組の成立(第2段階 (第1段階と同時申立て)	4		20	2	3		10	4650円	5000円	
	特別養子適格の確認(第1段階・ 児相申立て)	10		25	5	3		10	8500円	9000円	
	特別養子縁組の成立(第2段階 (第1段階が児相申立て)	4		20	2	3		10	4650円	5000円	
	特別代理人選任(親権者とその 子との利益相反の場合)			10					1100円	1500円	
	親権者変更(親権者行方不明 (死亡)等の場合)	4	1	10					3280円	4000円	
	推定相続人廃除	4		10		3		10	3350円	3500円	
相続に関 する審判	相続の放棄の申述			3					330円		切手で納付ください。
	相続の限定承認の申述								備考欄参照		110円×3×相続人の数 切手で納付ください。
	相続の承認又は放棄の期間の伸 長			3					330円		切手で納付してください。
	相続財産清算人の選任			8				20	1080円	7000円	予納金には官報公告料も 含まれます。
	相続人搜索の公告			2					220円	5000円	予納金には官報公告料も 含まれます。
	相続財産清算人の権限外行為 許可			1					110円		切手で納付してください。
	特別縁故者に対する相続財産分 与	4		10				10	3200円	3500円	
	相続財産清算人に対する報酬の 付与			1					110円		切手で納付してください。
	遺言書の検認								備考欄参照		110円×(相続人等の数 +3) 切手で納付してください。
	遺言確認	2		10					2100円	2500円	
	遺言執行者の選任	2		10					2100円	2500円	
	遺言執行者の解任	4		10		3		10	3350円	3500円	
	遺留分放棄の許可			5					550円	1000円	

カテゴリ	申立ての種類	郵便料									備考
		郵便切手の場合									
		500円	180円	110円	100円	50円	20円	10円	合計額	予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する 場合の金額。郵便切手で納付する 際は不要	
保護者選任に関する審判	保護者選任			5					550円	1000円	
戸籍上の氏名や性別の変更などに関する審判	氏の変更許可 ※夫婦共同申立、未成年者（15歳未満）で親権者2名の場合は下段	2		10					2100円	2500円	
		4		10					3100円	3500円	
	名の変更許可			5					550円	1000円	
	戸籍訂正許可	2		20					3200円	3500円	
	性別の取扱いの変更	2		10					2100円	2500円	
	就籍許可	2		25					3750円	4000円	
年金分割の割合を定める審判	年金分割の割合を定める審判	4	1	10					3280円	4000円	
調停事件	調停事件（遺産分割以外）		1	10				10	1380円 当事者一名増すごとに610円分追加（180円×1、110円×3、50円×2）	4000円 当事者一名増すごとに2000円追加	
	調停事件（遺産分割）		1	10				10			
	特別の寄与に関する処分		1	10				10			
人事訴訟	人事訴訟	8		10	5	5	5	5	6000円	6000円	
その他手続	間接強制	6	1	10					4280円	4500円	
	即時抗告	4		6	11		8	8	4000円 当事者一名増すごとに3000円分追加（500円×4、110円×2、100円×4、20円×9、10円×20）	4000円 当事者一名増すごとに3000円追加	
別表第二審判事件等	基本	4	1	10					3280円	4000円	
	祭祀承継者指定扶養	4	1	10					3280円 当事者一名増すごとに1330円分追加（500円×2、110円×3）	4000円 当事者一名増すごとに2000円追加	
	遺産分割		1	10				10	1380円 当事者一名増すごとに610円分追加（180円×1、110円×3、50円×2）	4000円 当事者一名増すごとに2000円追加	
	審判前の保全処分	4	1	10					3280円	4000円	
児童福祉法関係等（児童相談所申立て案件）	児童福祉法第28条事件等（親権喪失等も含む）の申立て	5		10	5	3		10	4350円	4500円	親権者（監護者）が複数の場合は、左記の額×人数分
	児童福祉法第33条事件の申立て	4		10	3	3		10	3650円	4000円	親権者（監護者）が複数の場合は、左記の額×人数分

※事件の進行次第では、更に郵便切手（予納金）が必要となる場合があります。